

# KSKS N協ニュース

## NO. 191 2024年8月号



### しょう会 50周年記念集会 歴史の重みをかみしめて

これからの法人の取り組みに誓いを新たにしました。

さる2024年6月18日(火)に、淡路地域福祉・生活支援センターつどいホールにて「しょう会50周年記念集会」が行われ、結成に大きく関わったノーマライゼーション協会山中多美男理事長はじめ、



「50年の思い」を語る山中理事長

最近、著書「西淡路希望の家で学んだこと」を上梓された元路交館理事長・初代西淡路希望の家施設長でもある枝本信一郎さんや、当時の障がい児受け入れに関わった教育共闘や、支部のみなさんと、歴代の施設長や、現在の西淡路希望の家の利用者の方々もお招きいただき、旧交を温めながら、結成当時の激しい差別との闘いの歴史を、動画や思い出話などで、追体験させていただきました。



感謝状と花束を贈られた山中理事長

「障害児・者の生活と教育権を保障しよう 淀川・東淀川区民の会」、通称「しょう会」の教育段階修了後の取り組みである「生活の場」作業所(※現「西淡路希望の家」の前身)

がなければ、社会福祉法人ノーマライゼーション協会は、その影も形もなかったでしょう。先人たちに感謝の意をささげるとともに、現法人職員一丸となり、その魂を受け継ぎ、法人の理念である「すべての人権を基軸としたノーマライゼーション社会の実現」を實踐してゆきたいと思ひます。

文責：常務理事 新井 勉

## グループホーム特集

### 「喜」グループホーム マンション追い出し裁判の歴史的和解！

20年以上、淀川区のマンションで暮らしてきた2軒のグループホームが、消防法の改正に伴う点検義務が課されたことをきっかけに、自治会規約に「グループホームの禁止」と後から書き込まれ、話し合いを続けるも「出て行ってほしい」一点張りの自治会側と折り合いがつかず、裁判となり、2022年1月の1審・大阪地裁判決では、住宅以外の使用を禁じた管理規約に反するとしてマンションの使用禁止を命じられるという不当判決が下されました。

その後、直ちに控訴、高等裁判所での控訴審では2年にわたり審理が重ねられ、「みんなのいえ」はじめ、多くの団体が裁判を傍聴し、「わがこと」としてその推移を見守ってきました。

1審が抽象的可能性として認めた建物全体に消防設備を設置しなければならない可能性はほぼないことや、求められる点検等の具体的な負担は軽微なものにすぎないことを立証し、住民全体にとって過重な負担にはならないにも関わらず退居を求めることは不当な差別であることを反論してきました。

こうした審理をふまえ、大阪高裁は、「地域共生社会の実現により障害の有無にかかわらず多様性を認め合いながら地域で共に生活することを目指すとする障害者基本法の基本理念と、消防法令の遵守による防火、防災が、相反するものであってはならず、当事者双方の相互の理解と協力の下に安定的な解決を図ることが必要であるとして双方に対し強く和解勧告を行いました。

これは、グループホームが「住まい」であるという「当たり前のこと」が認められたことでもあり、まぎれもなく、この裁判は「差別裁判」であり同じように地域で暮らしている多くのグループホーム入居者、支援者にとっても、決して他人事ではなく、こんな露骨な差別裁判が負けることはあってはならないと思っていましたが、「消防法」を争点にした今回の裁判のみが勝訴したとしても、第2第3の同様の事案が発生することまで見据えて、和解の提案が裁判所からなされたことから、「勝訴を超える」まさに「歴史的和解」として、喜びもひとしおのニュースとなりました。



地域共生を目指す障害者基本法の理念と 法令順守による防災が相反してはならない



大阪高等裁判所



## 「怒」悪徳事業者の指定取り消しは、国制度にも問題あり！

名古屋に本社がある「恵（めぐみ）」という会社の運営するグループホームで、極端な食費削減と過剰請求による入居者への経済的搾取や、人手を投入したように体制を偽った不正請求など、組織的かつ悪質な行為が横行していたことから、連座制として処分されることになり、実に100軒2000名のGH入居者の生活の場が失われることになりました。（正式には順次、指定事業の更新が認められないため、即日事業停止というわけではありません。）

大前提として、グループホームは、人件費に係る国からのサービス報酬以外は、入居者の実費負担の概念で運営されるため、家賃や食費、水光熱費などで、事業者は利益を上げてはいけないというルールがあります。「みんなのいえ」では、食費や、水光熱費、修繕費等、一旦固定費でいただきますが、すべて年度で清算し、ホームごとに、余剰な徴収分は返済と、不足分の徴収があっても、極力負担の少ないように12カ月に分割して、利用料との相殺をはかっています。

こんな基本的な大前提も守れないのであれば、支援のスタート地点にも立つ資格がないと言わざるを得ませんが、そんな事業者でも頼りと思い、入居を決断した入居者や、その家族がいちばんの被害者です。

最近、急激に増えた営利団体によるグループホームの多くは「みんなのいえ」のような地域における3、4名での共同生活ではなく、2018年に国がスタートさせた「日中どこにも行かなくてもよい」日中支援型という20名ほどの大規模ホームです。国は、不正事案に対して処分を下すだけでなく、国際的に体裁を保つべく、施設からの「地域移行」がすすんだように、それこそ偽装するような類型を創設してしまっただけでなく、いかにグループホームを名乗る資格のないような悪徳業者の温床となったのかを、真摯に反省しなければなりません。

「恵」問題は、国の障がい者福祉政策の失策が招いた人災だと思います。

## 「声」入居者、家族とともに守る地域生活＝みんなのいえ

グループホームを巡る情勢は、このように「喜」もあれば「怒」もあります。

制度の整備も、当事者の気持ちに寄り添えているとはまだまだ言えません。「みんなのいえ」はこれからも、他団体と連携、協力して、入居者とともに、「声」を届けていきたいと思っています。



「7/16(火)大阪府庁前でデモ行進に参加する『みんなのいえ』入居者と職員」

文責：みんなのいえ管理者 新井 勉